

地方創生から日本創成に向けた取組について

過疎、中山間地域を多く抱える中国・四国地方は、少子高齢化の進行や、集落機能の維持が困難となる集落の増加など、人口減少・人口流出に悩んできた「課題先進地域」である。このため、我々は、早くから危機意識を持ち、行政・経済界を挙げて、この課題の解決に向けて取り組んできた。

こうした危機意識が、昨年ようやく、国全体で広く共有されることとなり、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくことを目指す「地方創生」の取組が開始された。

現在、地方においては、県、市町村、企業や団体などが連携し、地方版総合戦略の策定とともに、従来からの施策に加え、地域の実情に応じた新たな取組も進めているところであり、我々は、今後とも、地域のあらゆる知恵と努力を結集して、主体的・自立的な取組を進め、力強い地方創生の流れを創り出していく決意である。

その一方で、子どもを生き育てやすい環境づくりや、地方からの人口流出の背景となった「東京一極集中」の是正などの課題の解決に向けては、国が、長期的視点に立ち、不退転の決意をもって自らなすべき施策に取り組むことが不可欠であり、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援、企業・大学・政府関係機関の地方移転の促進、多軸型国土の形成等の施策を、地方と連携しながら大胆に実行していくべきである。

このため、我々「中四国サミット」を構成する各県及び経済団体は、地方創生を成し遂げ、日本創成へとつながる道筋を確固たるものとすべく、国に対し、以下の事項について強く要請する。

1 地方創生の深化に向けた取組の推進

(1) 地方への新しいひとの流れをつくる

① 「地方」への移住・定住の促進

- ・ 地方への移住・定住を促進するため、移住者の住まい・就職等に対する支援や移住相談窓口の充実など地方が取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。
- ・ 地方への移住希望者の拡大を図るため、「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議を中心に、地方居住の魅力をPRする継続的なキャンペーンやマスメディアを活用し、地方志向へと価値観を転換するような機運醸成の取組を積極的に進めるとともに、税制上の優遇措置や支援措置の創設など、移住に対するインセンティブを付与する施策を講じること。

② 企業の地方移転の促進

- ・ 国において、東京圏からの企業の地方移転に係る数値目標を設定す

るとともに、企業が地方に移転する上でのインセンティブがより高まるよう、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目するなど、今回創設した税制の拡充や、地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設等により、税負担の軽減を拡充すること。

- ・ 「企業版ふるさと納税制度」の創設については、企業と地域の結びつきの強化により、企業の地方移転の促進につながる期待がある一方で、現行の地方税制度への影響やモラルハザード防止等の検討課題があると思料されることから、地方の意見・提案も十分に踏まえ、理解を得る形で検討を行うこと。

③ 政府関係機関の地方移転

- ・ 東京圏に所在する政府関係機関の地方移転については、「各省庁の政府関係機関数及び職員数の少なくとも2割を移転」とするなど数値目標を設定した上で、各県からの提案を真摯に検討し、確実に移転を実現すること。

④ 大学の地方移転の促進、地方大学の活性化

- ・ 大都市に集中している大学の地方移転を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。
- ・ 大都市圏の大学の新設や定員の抑制を進めること。
- ・ 地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携して課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

⑤ 「日本版CCRC」構想の検討

- ・ 「日本版CCRC」構想については、受け入れ側となる地方において、財政負担の増加、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の確保、医療・介護人材の確保・育成等への懸念が示されており、また、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直し、サービス付き高齢者向け住宅の地域の特性に応じた要件の緩和など、制度改革に向けた提案も行われていることから、これらの意見・提案を十分に踏まえ、都市部の高齢者が移住しやすい環境づくりも含め、理解を得る形で検討を行うこと。

(2) 地方における安定した雇用を創出する

① 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた取組

- ・ 地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

② 観光関連産業の振興

- ・ 海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫(CIQ)などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観

光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成・支援、外国語併記の観光案内標識の設置、無料公衆無線LANの整備、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備に取り組むこと。

- ・ 各地域が魅力ある観光コンテンツやおもてなしを用意できるよう、滞在型観光の推進はもとより、農林水産業や食料品製造業など幅広い産業との連携による地域の特色ある「食」の提供や日本文化の体験などの多彩な観光商品づくりを積極的に支援すること。

③ 農林水産業の成長産業化

- ・ 地方の重要な産業である農林水産業の維持・発展に向けて、新規就業者の確保・定着を推進する強力な対策を講じること。
- ・ 農林水産業の活性化による農林水産事業者の所得の向上や雇用の創出を図るため、6次産業化や農商工連携、輸出拡大の取組に対する支援策を一層充実させること。
- ・ 豊富な森林資源の活用による林業及び木材関連産業の成長を図るため、CLT等による木材需要の拡大や林業生産性の向上の取組に対する支援策を一層充実させること。
- ・ 水産資源の持続的利用を推進するため、資源管理・回復の取組への支援を強化すること。
- ・ 農林水産業の競争力強化と活力ある農山漁村の実現に向けて、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進すること。

④ 「プロフェッショナル人材」の確保

- ・ 都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組の円滑な実施に配慮すること。
- ・ 企業が海外展開を行う場合のグローバル即戦力人材の確保など、地方だけでは確保しにくい人材確保について支援すること。

(3) 若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる

① 地域の実情に応じた対策の推進

- ・ 地方が、地域の実情に応じた少子化対策を確実に進められるよう、地域少子化対策強化交付金を当初予算で計上して恒久化するとともに、より地方の創意工夫が活かせるよう、運用の弾力化を図り、使い勝手の良い交付金とすること。

② 結婚、妊娠・出産、子育て支援

- ・ 若者の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶うよう、地域の実情に応じた総合的な結婚支援の充実、不妊治療支援の拡充、周産期医療体制の確保、子育て支援の充実など、各段階に応じたきめ細かな対策を総合的に推進するとともに、地方の取組に必要な財政支援の充実を図ること。
- ・ 国を挙げた結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発などにより、若年層の関心を高め、社会全体で若者の結婚、妊娠・出産を応援する機運づくりを推進すること。

- ・ 子どもは国の未来を担う存在であり、社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、国策として、子どもの医療費や多子世帯の保育料・教育費等の軽減などについて大胆な経済的支援制度を創設すること。また、乳幼児等医療費助成等の地方単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担金等の減額措置についてはすみやかに廃止すること。

③ 仕事と育児の両立に向けた環境整備・働き方改革

- ・ 男女が共に子育てに関する制度を利用しやすい職場風土の醸成、男性の家事・育児分担に対する意識改革、女性の就業継続や再就職・創業支援、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と子育てを両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。
- ・ 税制面などのインセンティブにより、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を行う企業に対する支援の充実を図ること。
- ・ ライフスタイルに応じて、在宅勤務や短時間勤務制度など、時間や場所にとらわれない多様な働き方を選択できる環境を整えること。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

① まちづくり・地域連携

- ・ 小規模な都市や中山間地域、離島地域においても若者が住み続けることができるよう、定住自立圏構想、小さな拠点の形成支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援措置を講じること。
- ・ 分散型の都市構造から「中核市であること」との要件を満たさない場合であっても、圏域の中心となっている地方都市については「連携中枢都市圏構想」の対象となるよう、対象範囲の拡大を図ること。

② 「小さな拠点」の形成

- ・ 人口減少・高齢化が著しく進行している中山間地域、離島地域の維持・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に向けた、総合的かつ継続的な財政支援制度を創設すること。

2 地方創生に向けた財源の確保

- ・ 地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていけるよう、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
- ・ 新型交付金については、地方が少なくとも当面の5年間を見据えて、適切な目標管理の下、創意工夫しながら、柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、思い切った拡大を図ること。
また、制度の創設にあたっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できるよう、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度当初予算から確実に措置するとともに、各

地方団体が新型交付金を活用した事業を着実に執行できるよう、新型交付金に係る地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

3 地方分権改革の推進

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫によって地方創生を図るための基盤となるものであり、「提案募集方式」において地方から提案があった事項については、財源確保の措置も含め、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。
- ・ 地方からの「地方創生特区」の提案についても、積極的に採択すること。

4 地方創生を支える基盤の整備

- ・ 高速道路のミッシングリンクや暫定2車線区間の解消等をはじめとした、地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成27年9月4日

中 四 国 サ ミ ッ ト

| | |
|-----------|-----------|
| 鳥 取 県 知 事 | 平 井 伸 治 |
| 島 根 県 知 事 | 溝 口 善 兵 衛 |
| 岡 山 県 知 事 | 伊 原 木 隆 太 |
| 広 島 県 知 事 | 湯 崎 英 彦 |
| 山 口 県 知 事 | 村 岡 嗣 政 |
| 徳 島 県 知 事 | 飯 泉 嘉 門 |
| 香 川 県 知 事 | 浜 田 恵 造 |
| 愛 媛 県 知 事 | 中 村 時 広 |
| 高 知 県 知 事 | 尾 崎 正 直 |
| 中国経済連合会会長 | 山 下 隆 |
| 四国経済連合会会長 | 千 葉 昭 |

新型交付金の創設等について

国の平成28年度予算の概算要求においては、本年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」に掲げられた新型交付金の創設が、事項要求ではなく金額を明記した上で要求・要望された。また、8月に政府のまち・ひと・しごと創生本部において決定された、新型交付金の創設等に係る統一的な方針では、公共事業関係費及び施設整備費のうち、地方創生に密接に関連するものについても、新型交付金の対象とすることが示されたところであり、これらは、地方の要望に応えたものとして評価している。

新型交付金は、地方が平成27年度中に策定する地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の具体的な取組を本格的に推進していくために不可欠な財源であり、交付金に対する地方の期待は極めて高い。

このことを十分に踏まえ、今後の新型交付金の制度設計等に当たっては、地方がこの交付金を効果的に活用し、地域の実情に応じた創意工夫等により、地方創生の取組を深化させることができるよう、国に対し、以下の事項について強く求める。

1 新型交付金の創設

- ・ 新型交付金については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方が、少なくとも当面の5年間を見据えて、適切な目標管理の下、創意工夫しながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、思い切った拡大を図ること。
- ・ 制度の創設に当たっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できるよう、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度当初予算から確実に措置すること。
- ・ 各地方団体が新型交付金を活用した事業を着実に執行できるよう、新型交付金に係る地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。
- ・ 政府における新型交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証や、先駆的・優良事例の提案等に当たっては、地方による地域の実情に応じた自主的・主体的な事業設計に十分配慮した対応とすること。

2 地方創生関連補助金等の見直し

- ・ 地方創生関連補助金等についても、新型交付金の創設等に係る統一的な方針に掲げられた、手続きのワンストップ化等によるタテ割りの弊害防止や、地方にとっての使い勝手を改善するための見直しを確実に実施すること。

平成27年9月4日

中 四 国 サ ミ ッ ト

| | |
|-----------|-----------|
| 鳥 取 県 知 事 | 平 井 伸 治 |
| 島 根 県 知 事 | 溝 口 善 兵 衛 |
| 岡 山 県 知 事 | 伊 原 木 隆 太 |
| 広 島 県 知 事 | 湯 崎 英 彦 |
| 山 口 県 知 事 | 村 岡 嗣 政 |
| 徳 島 県 知 事 | 飯 泉 嘉 門 |
| 香 川 県 知 事 | 浜 田 恵 造 |
| 愛 媛 県 知 事 | 中 村 時 広 |
| 高 知 県 知 事 | 尾 崎 正 直 |
| 中国経済連合会会長 | 山 下 隆 |
| 四国経済連合会会長 | 千 葉 昭 |

高速交通ネットワークの整備促進について

“地方創生元年”となる今年、国においては、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定し、人口減少に歯止めがかからない厳しい現状を踏まえ、一刻の猶予も許されないとの危機感の下、地方における経済の好循環の実現に向け、地方創生の深化に取り組むこととしている。

地方においても、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」に向けて、地方版総合戦略の策定とともに、従来からの施策に加え、地域の実情に応じた新たな取組を進めているところであり、とりわけ、都市部への人口流出に悩まされている中四国地域においては、優れた産業集積や魅力あふれる豊富な観光資源等を活用して産業力・観光力の強化を図ることなどにより、新しいひとの流れとしごとをつくり出していくことが重要となっている。

こうした取組を進める上で、円滑な物流や交流人口の拡大に資する高速道路をはじめとする高速交通ネットワークの構築は必要不可欠であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出の活発化や観光客数の増加などの効果が現れているところである。

その一方で、中四国地域では、依然としてミッシングリンクや暫定2車線での供用区間が多数存在するなど、高速交通ネットワークの形成が不十分であり、企業誘致や観光振興、地場製品の市場拡大など様々な分野で大きな障害となっており、他地域との格差がますます拡大している。

また、高速交通ネットワークは、大規模地震をはじめ、近年各地で頻発する台風や集中豪雨などによる大規模災害時等において、救急活動や緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を担っており、防災・減災、国土強靱化の観点からもその早期整備が求められている。

さらに、中四国地域のさらなる発展を図り、また、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するためにも、西日本における高速鉄道網の整備により、多軸型国土構造への転換を図るよう早急に検討を行う必要がある。

今後、中四国地域の交流、連携を促進することにより、地域経済活動の広域的な展開や大規模災害時等のカウンターパート方式による効果的な支援等を実施するためには、高速交通ネットワークを早期に構築することなどにより、そのストック効果が最大限発揮されることが重要であることから、国に対し、以下の事項について強く要請する。

1 高速道路等のネットワーク整備に必要な道路関連予算全体の拡大

老朽化が進む道路施設の的確な維持管理・更新が可能となるよう、引き続き、必要な予算を確保するとともに、遅れている地方の道路整備の実状に鑑み、高速道路等のネットワーク整備が計画的かつ着実に推進できるよう、道路関連予算全体を拡大すること。

2 ミッシングリンクの早期解消

国の骨格を形成する高速道路等は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、また、大規模災害時等には「命の道」となる重要な社会基盤であるにもかかわらず、中四国地域には依然として多くのミッシングリンクが存在している。地方創生のみならず、国土強靱化の観点からも、国の責任において、ミッシングリンクの早期解消を実現すること。

3 暫定2車線区間の早期4車線化等

高速道路等の定時性、安全性、高速性の確保や物流機能の強化、また、事故発生時や災害時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化や付加車線整備を促進すること。

4 高速道路等の有効活用

地域の活性化や連携強化のほか、「緊急輸送道路」としての機能が最大限発揮できるよう、スマートインターチェンジの増設を図ること。

また、利用者の安全性確保や災害時の緊急避難場所としての活用が可能となるよう、高速道路等のネットワークにおけるサービスエリアやパーキングエリアの適切な間隔での設置や、その防災拠点化を進めるとともに、「無料区間」においては、安全で快適な道路交通環境を提供し、地域の振興に寄与する「道の駅」の計画的な整備を進めること。

さらに、鉄道等、高速交通網の整備が遅れている地域においては、高速道路が、産業・観光等の振興を通じた地域の自立的発展を支える最大の基盤となることから、その利活用を促進するため、地域の実情に応じたきめ細かな料金割引施策を講じること。

これらの実施にあたっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないよう、必要な財源を確保すること。

5 高速鉄道網の整備

中四国地域における新幹線計画は、基本計画にとどまっており、多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、中四国における新幹線やフリーゲージトレインをはじめ、高速鉄道網の整備に向けた具体的な取組を加速化すること。

平成27年9月4日

中四国サミット

| | |
|-----------|-------|
| 鳥取県知事 | 平井伸治 |
| 島根県知事 | 溝口善兵衛 |
| 岡山県知事 | 伊原木隆太 |
| 広島県知事 | 湯崎英彦 |
| 山口県知事 | 村岡嗣政 |
| 徳島県知事 | 飯泉嘉門 |
| 香川県知事 | 浜田恵造 |
| 愛媛県知事 | 中村時広 |
| 高知県知事 | 尾崎正直 |
| 中国経済連合会会長 | 山下隆 |
| 四国経済連合会会長 | 千葉昭 |